

# 第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会 支援本部設置要綱

## (設置)

第1条 第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会（以下「競技大会」と総称する。）の成功に向けて、庁内各局等との連携・支援のもと、競技大会の推進を図るため、第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 支援本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 競技大会の推進及び庁内各局等との連携・支援に関すること。
- (2) 競技大会を活かした地域の活性化策に関すること。
- (3) その他競技大会に関すること。

## (組織)

第3条 支援本部は、本部長、副本部長、本部員（副本部長付）及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充てる。
- 3 副本部長は古本副知事、江口副知事、古瀬副知事及び川原副知事をもって充てる。
- 4 本部員（副本部長付）は、アジア・アジアパラ競技大会推進局長をもって充てる。
- 5 本部員は別表第1に掲げる者をもって充てる。

## (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、支援本部を代表し、その事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。また、競技大会の推進を図るため、本部員（副本部長付）、本部員に対し、役割を指示する。

## (会議)

第5条 支援本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じて別表第1に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

## (幹事会及び作業部会)

第6条 支援本部の所掌事務に関する調整や検討を行うため、支援本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、幹事長代理、副幹事長及び幹事をもって組織し、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 4 幹事長は、必要に応じて別表第2に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 5 幹事長代理及び副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 幹事会には、必要に応じて所掌事務に係る課室の職員を構成員とする作業部会を置き、幹事長の指示のもと必要な業務を行う。

(庶務)

第7条 支援本部の庶務は、アジア・アジアパラ競技大会推進局企画調整課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

本 部 員	政策企画局長 総務局長 人事局長 防災安全局長 県民文化局長 環境局長 福祉局長 保健医療局長 経済産業局長 労働局長 観光コンベンション局長 農業水産局長 農林基盤局長 建設局長 都市・交通局長 建築局長 スポーツ局長 会計管理者兼会計局長 企業庁長 病院事業庁長 教育長 警察本部長
-------	--

別表第2（第6条関係）

幹事長	アジア・アジアパラ競技大会推進局アジア・アジアパラ競技大会推進監
幹事長代理	アジア・アジアパラ競技大会推進局都市オペレーション統括監
副幹事長	アジア・アジアパラ競技大会推進局企画調整課長 アジア・アジアパラ競技大会推進局計画推進課長 アジア・アジアパラ競技大会推進局運営支援課長
幹事	政策企画局秘書課長 政策企画局広報広聴課長 政策企画局企画調整部政策調整課長 政策企画局企画調整部企画課長 政策企画局国際課長 総務局総務部総務課長 総務局総務部市町村課長 総務局財政部財政課長 人事局人事課長 防災安全局防災部防災危機管理課長 県民文化局県民生活部県民総務課長 環境局環境政策部環境政策課長 福祉局福祉部福祉総務課長 保健医療局健康医務部医療計画課長 保健医療局感染症対策課長 経済産業局産業部産業政策課長 労働局労働福祉課長 観光コンベンション局観光振興課長 観光コンベンション局国際観光コンベンション課長 農業水産局農政部農政課長 農林基盤局農地部農林総務課長 建設局土木部建設企画課長 都市・交通局都市基盤部都市総務課長 建築局公共建築部住宅計画課長 スポーツ局スポーツ振興課長 スポーツ局競技・施設課長 スポーツ局愛知国際アリーナ課長 会計局管理課長 企業庁管理部総務課長 病院事業庁管理課長 教育委員会事務局管理部総務課長 警察本部警務部警務課長